

一般社団法人 ドローンリテラシー防災防犯対策通信協会 会費規定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人ドローンリテラシー防災防犯対策通信協会（以下「協会」という。）定款第7条の規定に基づき、本会の会員の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会費の額)

第2条 本会の会費は年会費制とし会員の種類及び区分に応じて次のとおり定める。

会員の種類	会費の額（年額）
正 会 員	20000円
準 会 員	10000円
賛 助 会 員	5000円 (学生会員は1000円)

(会費の納入)

第3条 前事業年度内に定款第8条に定める任意退会の手続きを完了せず、事業年度の初日の時点で会員資格を有する者は、当該事業年度の会費を納入しなければならない。

②会員は、毎事業年度、本会から会費の請求を受けたのち、本会が指定する期日及び方法により会費を納入しなければならない。

(中途入会の会費及び納入)

第4条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期（4月から9月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（10月から翌年3月まで）の場合は年額の半額とする。

(会費の免除)

第5条 本会は、定款第7条第3項の規定により、会員であって本会の事業に顕著に貢献している会社、会社以外の団体又は個人について、次の各号の一に該当するものとして、理事の3分の1以上から当該会員の会費の免除について提案があった場合は、理事会の決議によって会費を免除するものとする。

(1) 協会が行う事業において、「ドローン」に関する講演、講習又は著述、編さん等を行い、その業績が著しい学識経験者

(2) 協会が行う事業において、「ドローン」に関する技や知恵で多大な実務貢献を行い、その業績が著しい会社、会社以外の団体又は個人

②前項の会費の免除は、理事会の決議があった事業年度の翌事業年度から適用するものとする。

(会費の免除の取消し)

第5条 協会は、前条第1項の規定により会費を免除された会社、会社以外の団体又は個人について、本会が行う事業への貢献が顕著でなくなったと判断されるものとして、理事の3分の1以上から当該会員の会費の免除の取消しについて提案があった場合は、理事会の決議によって会費の免除を取り消すものとする。

②前項の会費の免除の取消しは、理事会の決議があった事業年度の翌事業年度から適用するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

附則

この規程は、一般社団法人ドローンリテラシー防災防犯対策の設立の登記の日（2024年 1月11日）から施行する。